

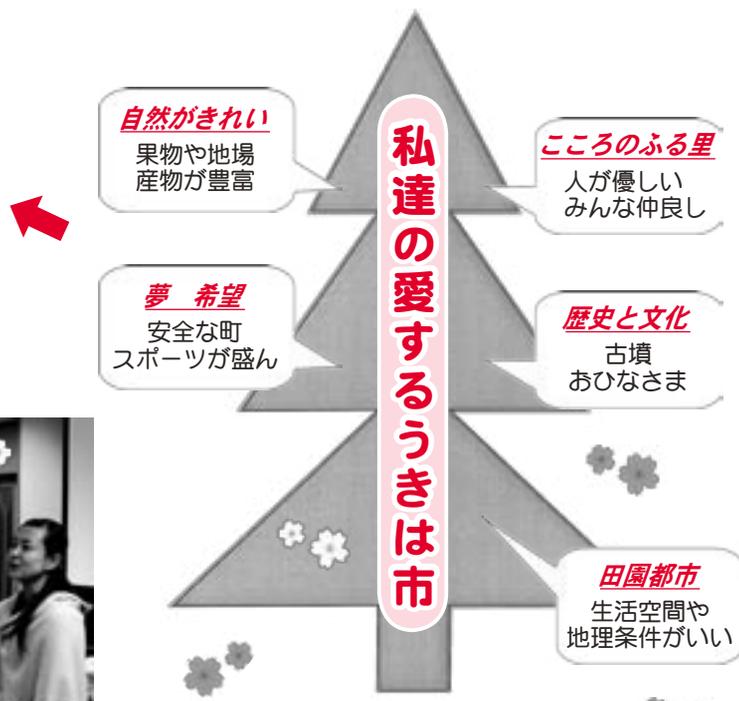
みなさんは、「うきは」らしさを いくつ表現できますか？

現在うきは市では、公募による委員18名を中心にまちづくり基本条例（自治基本条例）策定委員会を設置して、条例の素案づくりを進めています。

委員会では、この素案を作るにあたり、広く市民の方の意見を聴きながら条例づくりを進めていきたいと考えています。そのための取り組みの一つが、このニュースレターです。今回より定期的に、活動状況をお知らせしていきます。みなさんが考えるまちづくりのアイデアをお寄せください。



今回は、「うきは市」を一本の木に見立てて、うきはらしさを皆で考え、類似するものを集めました。集まった意見が枝になります。「うきは」と言う木が、どのような枝で出来ているのかをもう一度見直すことができました。



3月6日第5回策定委員会が開かれました。当日は、ワークショップ（※1）という方法で「うきは」らしさについて広く考えました。うきは市のよいところ・悪いところなどを委員それぞれが出し合うことで、まず、私たちが残したい「うきはらしさ」を考えました。

（※1）ワークショップ
全員で意見をいくつも紙に書き出し文字にすることで、全員の意見をすべて見ることができ、少数意見も浮き上がらせることができます。



参加者（委員）の声

わたしは「うきは」が大好きです。このワークショップに参加し「10個以上のうきはらしさを書きだしてみよう！」といざ挑戦！と・こ・ろ・が10個となると、そう簡単にはいきませんでした。目を閉じて、風景を浮かべてなんとか10個に到達。自分以外の皆さんの意見を知ることが、うきはの良さを倍以上表現できるようになりました。私にとつての「新しいうきは」を発見する事ができました。

いろんな意見の中で、「うきはらしさ」に多くみられたのが①緑と水がきれい②歴史がある③人のよさなどの3点です。他にも気づかなかったことも新たに知ることが出来て、とても楽しかったです。

様々な意見が出るけれどやはり、皆、思うことは同じなんだなあと思いました。市民のみなさんも、うきはらしさを考えてもらうといいなあ。

●「みなさんの声」募集コーナー

自分の住むまちを知ろうよ、一緒に考えようよ！

まちづくり基本条例の策定にあたって、市民皆様のご意見をお待ちしています。うきは市のまちづくりを進めていく上で、大切にしたいこと、今後残していきたいものなど、どんなことでも構いません。ご意見は庁舎ロビー設置の葉書「市長への声」、お手紙、メールなど様式は問いません。どんどんお寄せ下さい。

■問合せ 市役所企画課 ☎75-3111（内線291）
E-mail : kikaku@city.ukiha.lg.jp

まちづくり基本条例とは？

自治体として目指す方向や大切にすること、それに向かって住民・議会・行政の三者がどのように取り組むのか、こうしたことを基本原則として定めたものです。自治体の条例の中で、最高位の条例として位置づけられ「自治体の憲法」といわれるものです。